

評価委員会における評価の進め方（本日分）

1 評価の対象

「千葉県水道局中期経営計画」に定める基本目標 3、4 に位置付ける重点推進事業

2 評価の進め方

〔考え方〕

基本目標を一括りとして評価作業を行う。

具体的には、基本目標ごとの重点推進事業の中から予め抽出した施策・事業を中心に、事業の達成状況や内部評価の結果について水道局から詳細な説明を受けることにより、内部評価の妥当性を総合的に判断して評価委員会としての評価とする。

なお、詳細説明抽出事業については、以下の 4 事業を予定している。

〔基本目標 3〕

- 検針会社による日曜日等の現地精算 [施策評価調書整理番号 29 番]
- お客様満足度アンケート調査 [施策評価調書整理番号 35 番]

〔基本目標 4〕

- 被害情報収集管理システム整備 [施策評価調書整理番号 39 番]
- 自家発電設備の整備 [施策評価調書整理番号 41 番]

〔進め方〕

- (1) 事務局から、まず、「内部評価結果」（資料 2）により基本目標 3 に係る概括的な評価結果を説明したのち、施策評価調書（基本目標別）（様式—2）により基本目標 3 に係る重点施策事業の全般的な内部評価結果を説明する。
- (2) 委員会において、個別の重点推進事業についての評価作業を、以下の①～⑤の手順により行う。
 - ① 詳細説明を行うために予め抽出してある、基本目標 3 に係る 2 事業のそれぞれについて、担当課長が施策評価調書（様式—1）により事業内容や内部評価結果を説明する。質疑応答は、1 事業の説明が終わるごとに行う。
 - ② その他の重点推進事業について質疑応答を行う。なお、欠席委員からのものも含め、質疑や意見が事前に提示されている場合は事務局が紹介し、担当課長が応答する。
 - ③ 質疑終了後、基本目標 3 の全体について、委員の合議により内部評価の妥当性について評価を行う。

- ④ 施策評価調書（基本目標別）（様式一２）の「外部評価委員会の総評」欄については、委員長又は委員長が指名した者が記載するものとし、後日、メール等で他の委員による確認を求め、合意を得るものとする。
- ⑤ 同じく、調書の「外部評価委員会での主な意見」欄については、事務局において記載し、後日、メール等で委員による確認を求め合意を得るものとする。

(3) 基本目標４の評価作業についても、上記（１）及び(2)と同様の手順により行うものとする。